

ＯＦＡサッカー活動の再開に向けたガイドライン

＜大阪府サッカー協会＞

基本編

大阪のサッカーファミリーを新型コロナウイルスの感染から守る！
大阪のサッカー活動を新型コロナウイルスによって停滞させない！
そのために、いま皆さんに遵守頂きたい行動指針を示します！

Vol,1
(2020年6月12日 初版)



一般社団法人 大阪府サッカー協会

はじめに

2020年の年初より感染が拡大した新型コロナウイルスの影響により、社会・経済活動が停滞する中、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、政府の方針等に基づいて、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められており、日本スポーツ協会や日本オリンピック委員会等においても、各種統括団体向けのガイドラインが策定・公表されているところです。

「OFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）は、こうした政府の方針や上位団体のガイドラインに基づき、公益財団法人日本サッカー協会（以下 JFA）が策定したものをベースにして一般社団法人大阪府サッカー協会（以下 OFA）が策定したものであり、各種の事業を再開するに当たっての道筋や基準を整理し、また、事業再開時及び再開後における感染拡大予防のための留意点を「手引き・チェックリスト」としてまとめたものです。

OFA 及び傘下の各種別委員会・連盟（以下、「各種別委員会・連盟」）及び加盟チーム・選手・受講生・参加者等におかれましては、それぞれにおける事業や活動を実施される際に本ガイドラインを参照いただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは現段階の上位団体が作成するガイドラインや、得られている知見等に基づき作成しています。今後、これらが改定された場合には、本ガイドラインについても逐次見直すことがあり得ることに御留意ください。

I. ガイドライン策定の基本方針

本ガイドラインの策定にあたっては以下の項目を基本方針として掲げました。

① 安全最優先

生命・健康の安全を最優先とし、感染拡大のリスクを最大限に排除した、選手・チーム、指導者、審判、運営スタッフ、それらの方のご家族等サッカーファミリー全体が安全に活動できる環境を提供する

② 不当な扱い・差別等の禁止

地域の感染状況で生じる活動差をもって選手やチームを不当に扱うことはなく、感染状況に起因する一切の差別や誹謗・中傷の発生を許容しない

③ リスペクト

関わる全ての方を大切に思い、困難な状況にあるサッカーファミリーに手を差し伸べ、笑顔あふれるサッカー環境を再構築すべく全力を尽くす。

④ 「新しい日常」・「[新しい生活様式](#)」への適応

Before コロナの「日常」が即座に戻ることは無いということを前提に、置かれた状況の正確な分析・理解に基づくガイドラインを設計する

⑤ サッカー界の抜本の見直し

今回のコロナ禍を契機とし、組織の在り方や個別事業の設計について抜本的な見直しを図る（リスクとチャンス）



大阪のサッカーファミリーを新型コロナウイルスの感染から守る！

大阪のサッカー活動を新型コロナウイルスによって停滞させない！

そのために、いま皆さんに遵守頂きたい行動指針を示します！

3. ガイドラインの運用方針

本ガイドラインについては、以下の考え方にに基づき運用されるものとします。

<本ガイドラインの拘束力>

本ガイドラインはあくまで、OFA の活動再開及び各時点において実施し得る活動について、目安として参照すべき留意点等をまとめたものです。そのため、各種別委員会・連盟やチーム等の活動に対して一定の拘束力を持つものです。

<本ガイドラインの適用の優先度>

本ガイドラインは主に政府の方針や上位団体が作成する指針に基づき、各種別委員会・連盟やチーム等が活動する際に参考にするために作成されたものであることから、その適用にあたっては、その時点での政府及び各自治体の方針や上位団体が作成するガイドラインが優先されるものとします。

※JリーグやJFL等トップリーグの開催・運営においては、各団体が別途作成するガイドライン等がある場合はそれらが優先されます

<運用の際の留意点>

各種別委員会・連盟やチーム等においては、各地域での事業や活動を実施する際には、まずは当該地域での自治体の方針や指導を遵守いただくとともに、選手等の安全を最優先として、活動の開始時期や事業実施の可否について最終的な判断をいただくようお願いいたします。

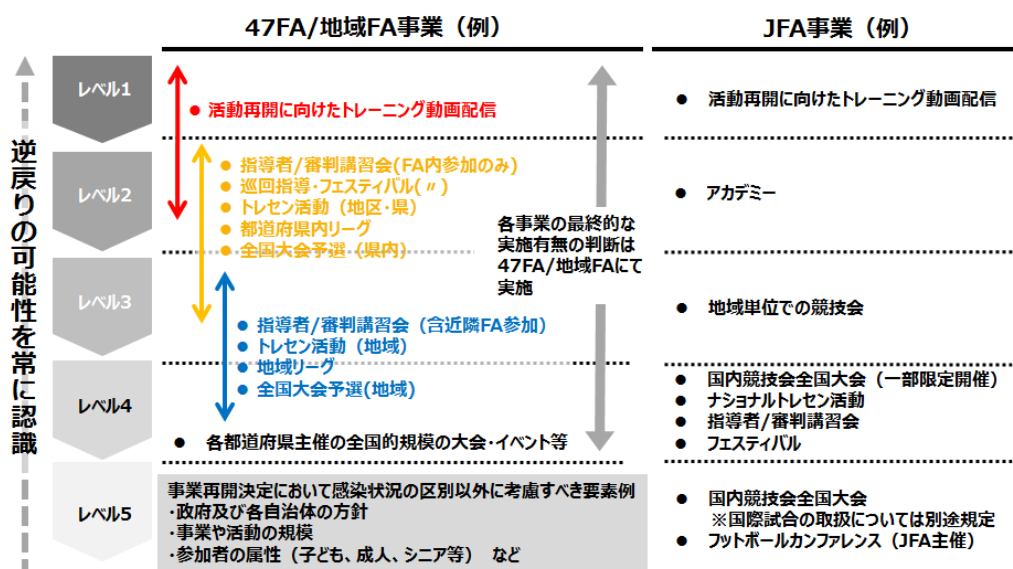
<本ガイドラインの改定>

本ガイドラインは、政府の方針や上位団体の示すガイドラインに変更があった場合や本協会が必要と判断した場合に改定を行うものとします。

4. 活動再開の基準（参考情報）

(1) 各活動レベルにおける実施事業例

下記に記載する各活動レベルでの事業例はあくまで一つの基準であり、実際の事業実施にあたっては大阪府の実情に合わせて安全を最優先にして取り組んでいただくようお願いいたします。



(2) 活動再開時及び再開以降の活動規模の設定

活動再開時及びそれ以降の活動規模については、政府の対策本部が発表（5/25）したイベント開催制限の段階的緩和の目安（以下）をベースに活動規模の拡大の目安を設定しました。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

資料6-1

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

<基本的な考え方>

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	△ *不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	△
ステップ① 6月1日～	○ *一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	*観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後		△
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	○	*観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 *GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
【移行期間後】 感染状況を見つ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後		○ *GoToキャンペーンによる支援

(3) サッカー活動における活動規模の目安

サッカー活動再開以降における活動規模の目安については、原則、本ガイドライン発行時点での政府方針に基づいて設定を行い、必要に応じて適宜改定を行います。なお、下記に記載する制限緩和の道筋は、あくまで感染状況が改善の方向に向かっていることを前提としたものであり、今後、状況が悪化する場合には、前述の3区分表やそれに基づく5つの活動レベルに立ち戻り、適切に活動を実施していただきますようお願いいたします。

	事業活動規模	移動範囲
↑ 各ステップの期間は政府方針に準拠 ↓	ステップ1 6/1～※ 屋内： 100人以下または定員の50%以内 屋外： 200人以下。人との距離は2メートルを確保	北海道、東京、千葉、埼玉、神奈川との間の移動は避ける
	ステップ2 6/19～ 屋内、屋外ともに1000人以下または定員の50%以内	都道府県をまたぐ移動が可能
	ステップ3 7/10～ 屋内、屋外ともに5000人以下または定員の50%以内	
	ステップ4 8/1～ 政府及び各自治体方針に従い適切な規模で事業を実施	

※各ステップの期日は本ガイドライン作成時の政府方針に基づくもの

■OFA としての各活動レベルにおける事業・活動の実施の考え方

※活動再開時・再開後の活動レベルの判断は、以下の指標を参考にして、OFA の感染対策責任者が判断の上、通知します。

活動レベル 1：大阪府が緊急事態宣言の対象地域 大阪府新型コロナ警戒信号：**赤色**

複数名が特定の場所へ集合することを伴うすべての事業・活動の実施を自粛してください。政府や自治体の要請に従って基本的な感染予防を実施するとともに不要不急の外出の自粛、三つの密を避けるなど、自己感染を回避するとともに他人に感染させないように徹底しましょう。

活動レベル 2：大阪府が感染拡大注意の対象地域 大阪府新型コロナ警戒信号：**黄色**

少人数のものも含め、政府・都道府県知事からの自粛要請に基づき適切な対応が求められます。特に参加者が都道府県をまたいで移動する事業・活動については、自粛してください。大阪府知事によるイベントの開催制限が解除となった場合は、比較的小規模※な事業について、十分な感染対策を講じた上で OFA 主催事業の実施が可能となります。尚、観客や聴衆が想定される事業については原則無聴衆・無観客とし、参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。※「比較的少人数」とは、例えば、対象となる活動・イベントに参加する人数が「最大でも 50 人程度」と想定されます。

活動レベル 3：大阪府が感染観察（他地域で政府の 3 区分が混在） 大阪府新型コロナ警戒信号：**緑色**

大規模な事業・活動の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期を検討してください。参加者数は、屋外についての目安は、上限 200 名以下、かつ人と人の距離を十分に確保（2m ほど）することが必要です。また、屋内については、参加者数は 100 名以下、かつ定員の 50%以下が開催の目安となります。

関西地域内の府県が全て「感染観察」で、且つ大阪府知事によるイベントの開催制限が解除されている場合は、十分な感染対策を講じた上での大会参加が可能となります。参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

活動レベル 4：全ての都道府県が感染観察の対象地域 大阪府新型コロナ警戒信号：**緑色**

各都道府県知事によるイベントの開催制限、他県への移動制限が全ての都道府県において解除となった場合は、OFA が十分な感染対策を講じた上で JFA 主催全国大会等への参加が可能（一部制限を含む可能性あり）となります。参加チームは移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

活動レベル 5：全ての都道府県で感染観察状態が解消 大阪府新型コロナ警戒信号：**緑色**

OFA が十分な感染対策を講じた上で全国的規模の JFA 主催事業の完全実施が可能となります。参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

補足）感染拡大注意：大阪府知事から、自粛要請等が発信されている状態

観戦注意：大阪府知事から、スポーツ活動に対して自粛要請が発信されていない状態

	政府・自治体の状況	大阪府警戒信号 の状態	OFA事業の活動範囲目安
レベル1	大阪府下緊急事態宣言発令中 大阪府が緊急事態宣言の対象外		完全自粛 ■OFA主催・共催事業の自粛
レベル2	大阪府下緊急事態宣言発令中 大阪府が緊急事態宣言の対象外		段階的再開準備もしくは自粛 ■大阪府が自粛要請等に向けた場合は段階的に自粛 ■大阪府が自粛解除に向けた場合は段階的に再開準備（活動は再開せず）
レベル3	大阪府下緊急事態宣言解除 大阪府の自粛要請緩和 ※都道府県の移動自粛一部あり		原則再開 ■大阪府内の活動のみ段階的に再開（自粛期間の長さを考慮して事業を再開） ■都道府県をまたいで移動する事業・活動の中止・延期
レベル4	大阪府の自粛解除 ※全国的に外出自粛が解除		原則再開 ■関西地域での活動を段階的に再開 ■全国的な移動が伴う事業は目的地の感染状況を踏まえて判断
レベル5	要請なし		完全再開 ■海外への遠征は現地の状況を鑑み検討 ■全国大会への参加

5. 活動再開にあたっての留意点

各種活動の再開にあたっての共通の留意事項について

各種活動の再開に当たって、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が作成する「[新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針](#)」や、公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会作成の「[スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン](#)」に掲げられる「基本的考え方」に基づき、各事業の実施における共通の留意事項を整理しました。各種別委員会・連盟やチーム等及び各チームの責任者の方におかれましては、原則全ての事業において下記のポイントを踏まえた対応を行っていただくようお願いします。

また、当該共通の留意事項とは別に、競技会や研修会などの事業によって個別に手引きやチェックリストを作成しておりますので、随時合わせて参照ください。

なお、**各種活動の再開においては、当該活動が実施される自治体の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、OFA にお問い合わせいただくとともに、開催地や施設が所在する自治体のスポーツ主管課や衛生部局等へご相談ください。**

<参加者の安全を最優先にした行動を>

本ガイドラインの基本方針にも「安全最優先」として掲げる通り、大阪府下における活動の再開にあたっては、何よりもまず参加者の人命や健康を最優先にした事業の計画・実行を行っていただくようお願いいたします。緊急事態宣言が解除された際や大阪府知事から自粛要請が解除された際においても、感染予防に向けて取り得る十分な環境が整えられない場合は、参加者・スタッフの安全を第一にして、イベント等の延期や中止の判断を積極的に行ってください。

<不当な扱い・差別等を許容しない>

現在、残念ながら、国内外で感染者や診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別、誹謗中傷の例が複数報告されていますが、**サッカー界は、このような差別等*の発生を一切許容せず、断固たる姿勢で臨みます。**各種別委員会・連盟やチーム等におかれましても、現場や SNS 等でこうした事象が発生した場合は決して容認することなく強い態度で制止していただき、行為が続くようであれば毅然とした対応をお取りくださいますようお願いいたします。

なお、こうした差別等の予防という観点でも、イベント等参加者に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の個人情報等の取り扱いには十分配慮してください。

※ここでいう「差別等」には、活動現場や SNS 上での感染者等に対する差別的な発言・態度のようなものだけでなく、例えば、コロナ感染を避けるために選手がチーム活動への参加を、もしくは、チームが大会等への参加を一時的に辞退する/したことを理由として、チームの指導者が当該選手を、または、事業主催者が当該チームを不当に扱うことなども含まれます

事業活動実施時の感染防止策について

各種別委員会・連盟やチーム等は、それぞれの事業を実施するにあたり、以下の内容を踏まえつつ、別冊の競技会・講習会開催マニュアルを参照の上、必要に応じて個別にチェックリストを作成し、感染防止策に取り組んでください。

1. 事前の対応

各種別委員会・連盟は、事業実施会場において感染防止対策に向けた準備を行うとともに、参加者に対し、感染防止のために選手・スタッフが遵守すべき事項を明確にして事前に連絡し協力を求めることが重要です。大会などにおいては各種別委員会・連盟及び参加チームはそれぞれ感染対策責任者を設置し、イベント等の事前、当日、事後に相互が連絡を取り合える環境を構築してください。

参加者への連絡事項

各種別委員会・連盟がイベント・競技会等への参加者に対して事前に求める感染拡大防止のための措置として、以下の項目が挙げられます。各種別委員会・連盟の感染対策責任者は適切な手段により参加者やチームの感染対策責任者に事前に連絡をとり、以下の項目を伝えてください。また運営に関わる役員、会場スタッフ、ボランティア、メディアその他関係者全員に対しても同様に事前伝達してください。

なお、以下の項目の実行が難しいと判断された場合は、大阪府において集会・イベントの開催が許可された状況下にあっても、イベント等の中止・延期を検討頂くようお願いいたします。

また、感染拡大状況の変化によって、大会イベントを中止・延期とする可能性があることを理解して頂くよう周知ください。

※健康チェックシートをイベント・競技会当日の2週間前から記録の上、イベント・競技会当日に持参の上、各種別委員会・連盟の感染対策責任者に提示する事を求められることを事前に周知すること。

- (1) 以下の事項に該当する場合の自主的な参加の見合わせ（イベント等当日に書面にて確認）
 - 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) イベント等参加者全員のマスク着用
- (3) 各種別委員会・連盟が示す注意事項の遵守
- (4) スポーツイベント終了後に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の速やかな報告
- (5) イベント中に誰とどのくらいの距離で何分くらい話したか、その時にマスクを着用していたかなど、他人との接触状況の記憶・記録（感染者発生発覚の際の濃厚接触者特定に役立ちます）

2. 会場における感染防止対策

各種別委員会・連盟は、以下の点に留意して会場の設営・運営を行ってください。

(1) 諸室・テント等

イベント等で使用する諸室等において、以下の対応を行ってください。

- 各部屋にアルコール消毒液を設置する。
- 全てのドア及び窓を開け、3つの密が発生する環境を阻止し、ドアノブを介した接触感染を防ぐ。
- ドリンクを冷やすためのアイスボックス・イベントクーラーは使用しない。
- 飲食売店の運営は、安全対策に十分配慮した上で判断する。運営する場合は、ドブ漬けを使用したドリンクの販売は行わない。また、アルコール類の販売も当面は行わない。
- 座席を設置する際に前後左右1.5～2m間隔を明け、お互いが正面に座らないよう配慮する。
- 喫煙所は設けない。

(2) 手洗い場所

イベント参加者や関係者が手洗いをこまめに行えるよう、以下の対応を行ってください。

- 手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を用意する。
- 「手洗いは30 秒以上」等の掲示をする。
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。
（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- アルコール消毒液を設置する。

(3) トイレ

トイレについても感染リスクが比較的高いと考えられることから、事業主体の各種別委員会・連盟は、以下の対応を行ってください。

- 便器の蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- 手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹸を用意する。
- 「手洗いは30 秒以上」等の掲示をする。
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。
（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

(4) 更衣室・ロッカールーム

イベントや競技会で更衣室やロッカールームを使用する場合、3つの密が揃うため、感染リスクが比較的高くなります。各種別委員会・連盟は、これを踏まえ、更衣室・ロッカールームについて以下の準備を行ってください。

- 広さにはゆとりを持たせ、利用者同士が密になることを避けること。
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する、別室を用意する、または外部にテントを設置する措置を講じる。

- 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については消毒する。
- 換気扇を常に回す、2つ以上のドア、窓を常時開放して換気を行う。

更衣室等利用者の注意事項

- 利用者はマスクを着用し、会話を最小限に留める。
- 利用者はロッカールームの滞在時間を短くするため着替えに限定する。
- 利用者はシャワーを交代で使用し、密集を避ける。

(5) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

各種別委員会・連盟は、イベント等の参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

競技の種類に関わらず、運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（2mが目安）を空けること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く。）強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

② 位置取り

走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

③ その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。

(6) メディア対応における注意事項

- イベント等の取材申請を事前に締め切ることにより、会場に合わせた3密を避けるための取材者の人数調整が可能となり、取材者に事前に感染防止対策を周知できます。
- イベントを取材するメディアに対しても、1. 事前の対応「参加者への連絡事項」に記載されている内容を遵守するように事前に伝えてください。
- 代表質問を行うなど、取材者の人数も必要最小限となるように調整し、取材者は取材対象者から2mの距離を、取材者同士は最低1m間隔を保つよう声がけをしてください。また、できるだけ短時間で取材を終えるよう、取材者に対して事前に依頼してください。
- 健康チェックシート※を事前に送付し、当日受付で提出してもらってください。

- 競技会におけるメディア対応の詳細については、別途作成する「新型コロナウイルス影響下における競技会・試合運営の手引き」をご確認ください。

※健康チェックシートへの記載事項

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号、Email アドレス※個人情報の取扱に十分注意）
- ② イベント当日の体温
- ③ 競技会前 2 週間における以下の事項の有無
 - 平熱を超える発熱
 - 咳（せき）、のどの痛みなどの風邪症状
 - だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - 臭覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去 1 4 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(7) ゴミの廃棄方法

イベント会場等で発生したゴミを収集する際は、マスクや手袋を必ず着用してください。ゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、廃棄してください。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒してください。

(8) 夏季における熱中症予防に向けた留意点

気温が高くなる夏季においては、各諸室の窓やドアの開放、参加者にマスク着用を義務化することなどにより、熱中症を発症するリスクが高まることから、感染拡大防止に向けた取組に併せて熱中症の予防も行う必要があります。事業主体の各種別委員会・連盟及び参加チームは、別冊②P.6に記載の「スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について」を参照するとともに、政府が示す「[新しい生活様式](#)」における熱中症予防行動のポイントに基づく下記の点などに留意して各種活動を実施してください。

① マスクの着用

マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）の着用時は、マスクを着用していない場合と比べると、心拍数や呼吸数、体感温度の上昇など、身体に負担がかかることがあるため、参加者に対してはこうしたリスクを周知するとともに、こまめな水分補給を心がけることを徹底してください。また、高温や多湿といった環境下では、屋外で人と十分な距離（少なくとも2 m以上）が確保できる場合には、マスクを外しても構わない旨アナウンスをしてください。

② エアコンの使用について

諸室等においてエアコンを使用する場合も、新型コロナウイルス対策のためには、冷房時でも窓開放や換気扇によって換気を行う必要があります。換気により室内温度が高くなる場合があるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしてください。

③ 涼しい場所への移動について

参加者に対しては、少しでも体調に異変を感じたら、速やかに涼しい場所へ移動するようアナウンスしてください。なお、会場の関係で、医務室等の諸室にすぐに入ることが

できない場合は、屋外でも日陰や風通しの良い場所への移動を促せるよう事前の準備をしておいてください。

(9) その他

これら(1)～(8)を実施しても感染リスクをゼロにすることはできません。

事業主体の各種別委員会・連盟及び参加チームは、その点を理解した上で、各イベント等の実施や参加をしていただくとともに、関係者への周知を行ってください。

また、特に夏場においては、各諸室の窓・ドアの開放、参加者全員にマスク着用を義務化することにより、熱中症を発症するリスクが高まります。こまめな水分補給を心掛けましょう。

3. 事後対応

万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、イベント等当日の参加者から取得した書面や健康チェックシートを、保存期間（少なくとも1ヶ月）を明記した上で保存しておくようにしてください。

参加者の把握が出来るように参加者・来場者の情報管理をお願いします。

※健康チェックシートは受領せずにチーム単位・参加者個人で管理する事を徹底する方法でも構いませんが、追跡可能な状態としてください。

また、スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく必要があります。

6. 開催申請・承認プロセス及び開催延期・中止判断

各種事業・イベントの開催申請・許可について

OFA としての各種事業・イベントの開催に際しては、以下のとおりとする。

①本ガイドラインの内容を確認した上で、開催準備を進める。

※重要※

健康チェックシートを競技会当日の2週間前から記録の上、競技会・イベント当日に持参。
各種別委員会・連盟の感染対策責任者に提示する事が求められることを事前に周知する。
利用施設のガイドライン・ルール等について、事前に確認を行い、事業運営に影響がないか確認を行う。

②開催申請書を OFA 事務局に提出する

・ 申請書（別紙指定書式）提出先➤ ofa-corona-makehende@osaka-fa.or.jp

・ 申請期限：事業開催前月 10 日までに翌月分を対象として申請

※通期事業は、毎月申請が必要

・ 添付資料（実施要項・計画書、感染対策についての特記事項等）

※感染対策のための備品・消耗品購入がある場合は、内容を添付

※確認ポイント

- ・ 事業実施の必要性・実施レベル
- ・ 参加者（運営スタッフ含む）への事前周知
- ・ 施設（自治体）との事前確認
- ・ 感染対策の対応状況（ガイドラインに準拠出来ない場合の代替対応）
- ・ 個人情報の管理

③OFA 事務局で受付後、OFA 感染対策推進メンバーで内容確認の上、
感染対策責任者の承認を得る

OFA 感染対策委員会について

OFA 感染対策責任者：藤縄 信夫（専務理事）

OFA 感染対策推進メンバー

天野 大（スポーツ医学委員長）

星原 隆昭（常務理事）

杉本 雄二（常務理事）

田内 康介（事務局長）

大槻 良太（事業本部）

坂東 和浩（事業本部）

ＯＦＡサッカー活動の再開に向けたガイドラインの構成

本ガイドラインには、以下の別冊があります。

ご自身の立場に応じて、ご確認・ご活用ください。

<別冊①> 基本的な行動指針とその参考情報

対象：サッカーファミリーの皆様

<別冊②> 活動の再開にあたっての留意点について

コンディショニング・熱中症対策

対象：指導者・審判員他

<別冊③> 競技会開催ガイドライン

<別冊④> 講習会開催ガイドライン ※準備中

<別冊⑤> ＯＦＡ万博FBC運営ガイドライン

<別冊⑥> ＯＦＡオフィス運営ガイドライン

<各種チェックリスト>

1. チーム・指導者用チェックリスト
2. チーム運営チェックリスト
3. 競技会運営チェックリスト
4. 講習会運営チェックリスト
5. 審判員・審判指導者用チェックリスト

<健康チェックシート>

1. 参加チーム用健康チェックシート
2. 大会関係者用健康チェックシート
3. メディア関係者用健康チェックシート

【参考資料】

（参考）各団体が発出する各種方針・ガイドライン等

発行元	方針・ガイドライン等
世界保健機関 (WHO)	Considerations for sports federations/sports event organizers when planning mass gatherings in the context of COVID-19: interim guidance （英語）
厚生労働省	「新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針」 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」
内閣官房	「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について」 （2020.5.14） 業種別ガイドライン一覧 （内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 HP）
文部科学省	学校再開に向けて（Q&A、通知等）
スポーツ庁	「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」 （2020.5.14）
日本スポーツ協会 日本障がい者スポーツ協会	「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドラインについて」 （2020.5.14）
日本スポーツ協会	スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について
日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）	Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（案）
サッカー・ブンデスリーガ	TASK FORCE SPORTMEDIZIN/SONDERSPIELBETRIEB IM PROFIFUSSBALL （独語）
日本女子サッカーリーグ	日本女子サッカーリーグ 新型コロナウイルス感染症ガイドライン

改定履歴

発行	日付
原案	2020 年 5 月 22 日／JFA 第 1 版提示
改定	2020 年 6 月 12 日／JFA 第 2 版提示
Vol.1	2020 年 6 月 12 日 OFA 初版策定